

名古屋市

フラット35S等融資利子補給制度

のご案内

名古屋市

住宅都市局住宅企画課

（令和7年11月版）

1 名古屋市フラット35S等融資利子補給制度とは

民間金融機関と独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）が提携して提供するフラット35S及びフラット35リノベの借入れにより良質な中古住宅を購入する子育て世帯に対し、当該融資額を対象として名古屋市が利子補給を行います。

この制度は、住宅の省エネルギー性や耐震性、バリアフリー性等に優れた良質な中古住宅を購入する子育て世帯に対し、予算の範囲内において利子補給を行うことにより、安心して快適な住宅の取得を支援し、市民生活の安定及び向上に寄与するとともに、既存住宅ストックの有効活用を図ることを目的としています。

2 受付方法等

受付方法

申請書等は、住宅企画課へ持参又は郵送、電子メールでの提出により受付します。申請は先着順で受付します。なお、申請件数が予算の上限に達した時点で申請の受付を締め切ります。

※各申請に必要な書類（6ページ以降参照）をご準備いただき、申請してください。

なお、申請書類に不備があると受付できないことがありますので、十分ご確認ください。また、送付事故防止のため、郵送の場合は簡易書留を、電子メールの場合は配信確認設定をいただくなどのご配慮をお願いします。

※郵送の場合は、封筒に「F35S利子補給担当宛」とご記入ください。

受付・送付先

名古屋市住宅都市局住宅部住宅企画課（名古屋市役所西庁舎5階）

【住所】

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

【電話】

052-972-2944

【電子メールアドレス】

a2944-03@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp

【受付時間】

月曜日から金曜日まで（休日、祝日、年末年始除く）

午前8時45分～午後5時15分

3 申請資格等

I 利子補給の対象となる要件

次の要件を全て満たす必要があります。

- 融資の契約者と利子補給を受ける者が同一であること
- 融資の対象となる住宅が名古屋市内に所在していること
- 融資の対象となる住宅が融資の契約者自ら居住するための住宅であること
- 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子ども（出産予定の子どもを含む。）と同居している世帯であること
- 利子補給を受ける者が名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者で、かつ、同条第1号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しない者であること

II 利子補給の内容

利子補給は、融資契約における元金、年利率及び償還期間により算出された利子額に対して予算の範囲内で行います。

利子補給額は、4月から翌年3月までを1年単位として、各月の返済元金残高に0.25%を乗じて12で除した額（以下「利子月額」という。）の対象年度の合計額とします。

なお、算出された利子月額に1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとします。

利子補給額は、利子補給期間に係る利子補給額を合計して50万円を限度額とします。

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{名古屋市の} \\ \text{利子補給額} \\ \text{（年額）} \end{array}} = \left(\boxed{\begin{array}{c} \text{各月の} \\ \text{返済元金残高} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{c} 0.25 (\%) \\ \text{（利子補給率）} \end{array}} \div \boxed{\begin{array}{c} 12 \\ \text{（月割）} \end{array}} \right) \text{で算定した各月の} \\ \text{利子月額の合計額}$$

III 利子補給期間

利子補給期間は、当該融資に対する初回返済日の属する月から起算して5年間又は同居する最年少の子どもが満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの期間のいずれか短い期間とします。ただし、当該融資の返済期間が5年に満たない場合は、最終返済日の属する月までとし、当該融資の全額を繰上返済した場合は、繰上返済を実行した日の属する月までとします。

IV 利子補給の方法

対象年度の融資の返済後、対象年度の利子補給金を一括でお支払いします。

4 利子補給の事例

【例1】2,000万円を、年1.85%、当初5年間：年1.00%引下げ（※1）、借入期間：35年間（元利均等返済）で、初年度6月から借りた場合の利子補給額

（単位：円）

返済回数	返済年度・月	元金	利息	返済額	返済元金残高	名古屋市補給額
1	初年度・6月	40,903	14,166	55,069	19,959,097	4,158
2	初年度・7月	40,932	14,137	55,069	19,918,165	4,149
3	初年度・8月	40,961	14,108	55,069	19,877,204	4,141
4	初年度・9月	40,990	14,079	55,069	19,836,214	4,132
5	初年度・10月	41,019	14,050	55,069	19,795,195	4,123
6	初年度・11月	41,048	14,021	55,069	19,754,147	4,115
7	初年度・12月	41,077	13,992	55,069	19,713,070	4,106
8	初年度・1月	41,106	13,963	55,069	19,671,964	4,098
9	初年度・2月	41,135	13,934	55,069	19,630,829	4,089
10	初年度・3月	41,164	13,905	55,069	19,589,665	4,081
初年度目 利子補給額 ※10ヶ月分の合計額						41,192
2年度目 利子補給額(年額)						48,297
3年度目 利子補給額(年額)						47,051
4年度目 利子補給額(年額)						45,794
5年度目 利子補給額(年額)						44,526
59	6年度・4月	42,618	12,451	55,069	17,536,487	3,653
60	6年度・5月	42,648	12,421	55,069	17,493,839	3,644
6年度目 利子補給額 ※2ヶ月分の合計額						7,297
利子補給額(5年間の総額)						234,157

※1. 【フラット35】金利引下げメニューの合計ポイントにより、引下げされる利率は異なります。

※2. 上記は、利子補給が5年（最長）で終了した場合の一事例です。

※3. 利子補給額は借入当初が最も大きく、返済が進むにつれて小さくなります。

※4. 金利は各金融機関により異なります。最新の利率は借入れ予定の金融機関にご確認ください。

【例2】5,000万円を、年1.85%、当初5年間：年1.00%引下げ（※1）、借入期間：35年間（元利均等返済）で、初年度10月から借りた場合の利子補給額

（単位：円）

返済回数	返済年度・月	元金	利息	返済額	返済元金残高	名古屋市補給額
1	初年度・10月	102,258	35,416	137,674	49,897,742	10,395
2	初年度・11月	102,330	35,344	137,674	49,795,412	10,374
3	初年度・12月	102,403	35,271	137,674	49,693,009	10,352
4	初年度・1月	102,475	35,199	137,674	49,590,534	10,331
5	初年度・2月	102,548	35,126	137,674	49,487,986	10,309
6	初年度・3月	102,621	35,053	137,674	49,385,365	10,288
初年度目 利子補給額 ※6ヶ月分の合計額						62,049
2年度目 利子補給額(年額)						121,784
3年度目 利子補給額(年額)						118,677
4年度目 利子補給額(年額)						115,543
43	5年度・4月	105,345	32,329	137,674	45,536,869	9,486
44	5年度・5月	105,419	32,255	137,674	45,431,450	9,464
45	5年度・6月	105,494	32,180	137,674	45,325,956	9,442
46	5年度・7月	105,569	32,105	137,674	45,220,387	9,420
47	5年度・8月	105,643	32,031	137,674	45,114,744	9,398
48	5年度・9月	105,718	31,956	137,674	45,009,026	9,376
49	5年度・10月	105,793	31,881	137,674	44,903,233	9,354
50	5年度・11月	105,868	31,806	137,674	44,797,365	9,332
51	5年度・12月	105,943	31,731	137,674	44,691,422	6,675
5年度目 利子補給額 ※9ヶ月分の合計額						81,947
利子補給額(5年間の総額)						500,000

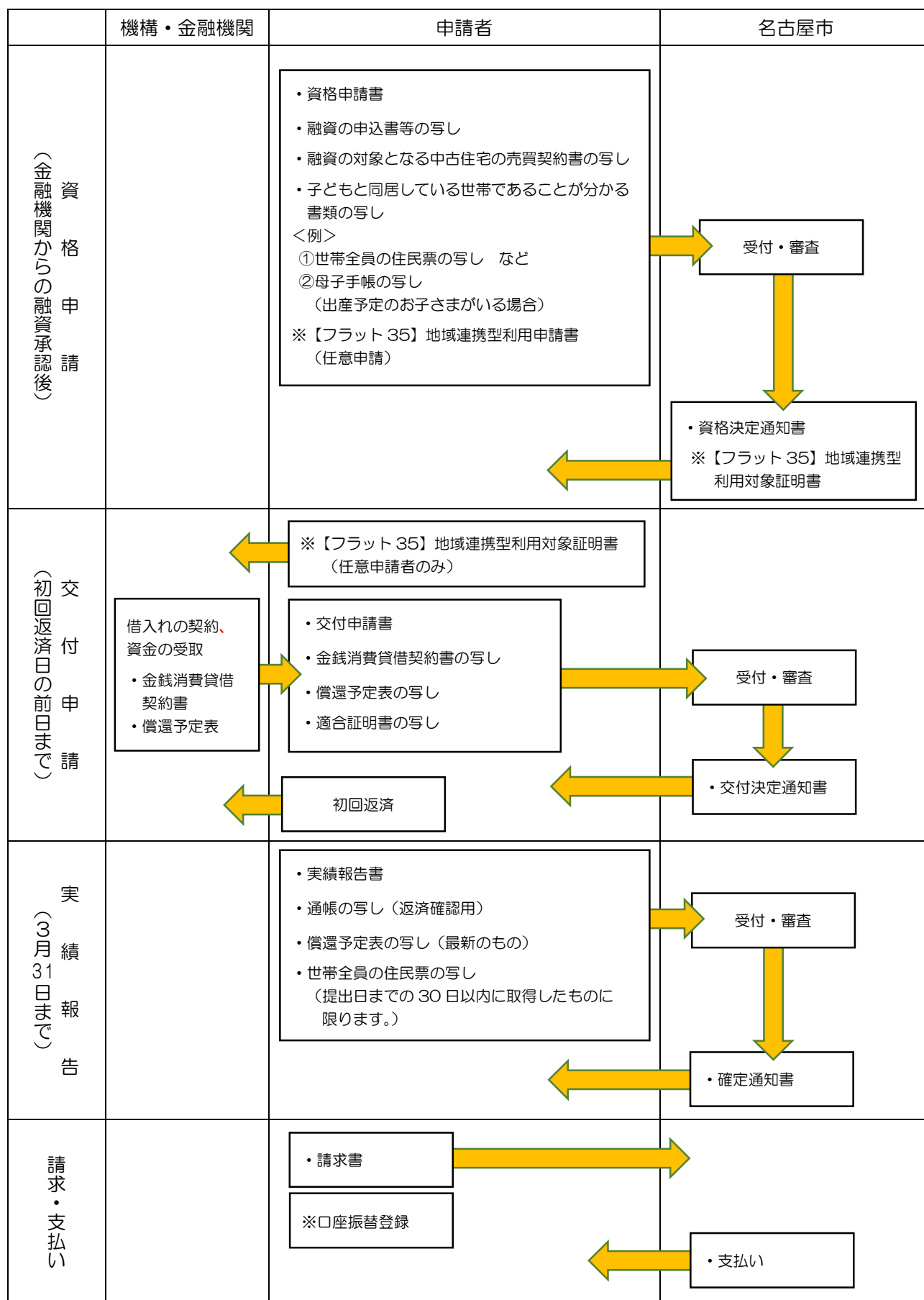
※1. 【フラット35】金利引下げメニューの合計ポイントにより、引下げされる利率は異なります。

※2. 上記は利子補給期間が5年（最長）に達する前までに、利子補給額の合計が50万円（限度額）に達した場合の一事例です。

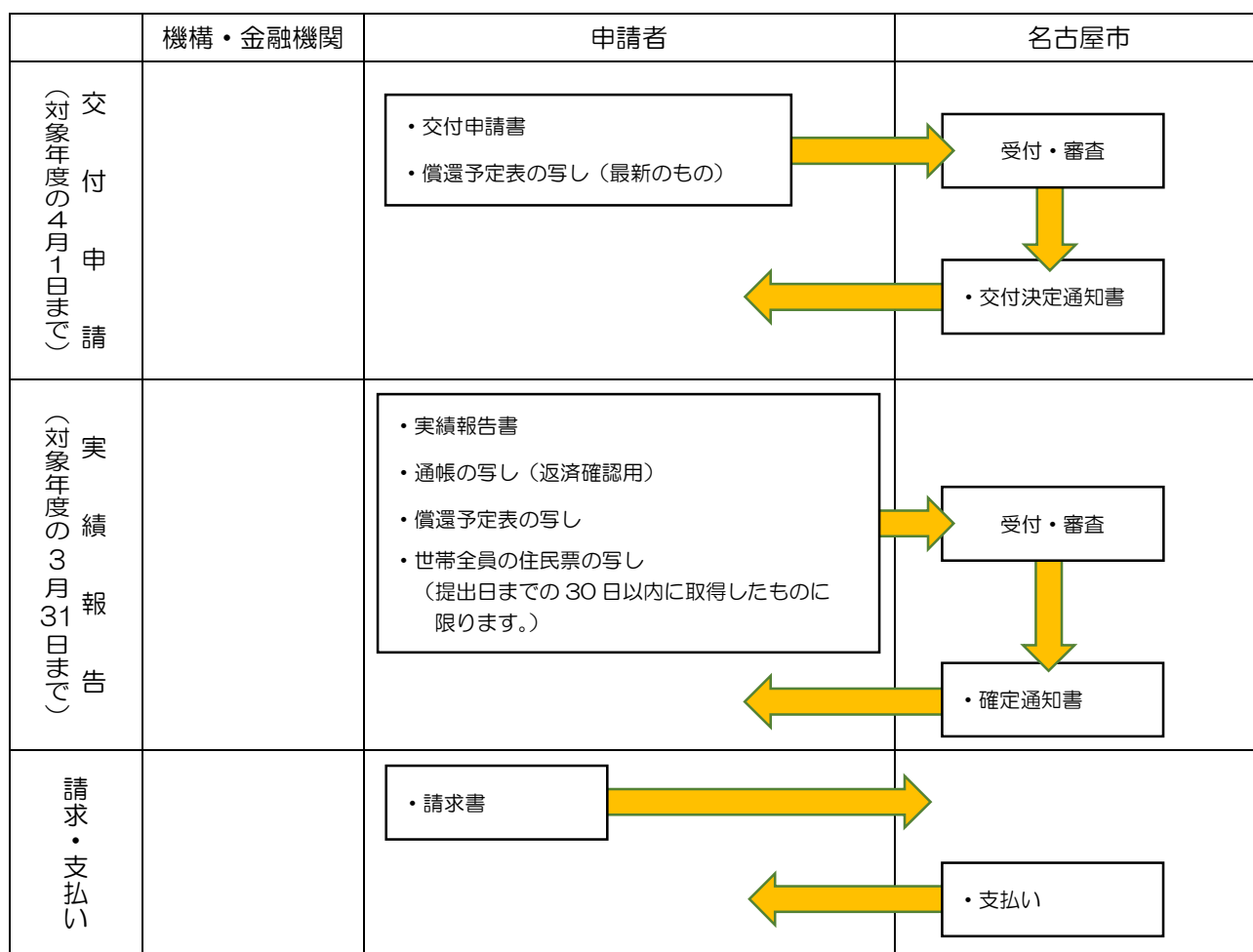
※3. 利子補給額は借入当初が最も大きく、返済が進むにつれて小さくなります。

※4. 金利は各金融機関により異なります。最新の利率は借入れ予定の金融機関にご確認ください。

5 資格申請から利子補給金交付までの流れ（初年度）



6 交付申請から利子補給金交付までの流れ（次年度以降）



7 資格申請

名古屋市フラット35S等融資利子補給制度の利用資格の審査を申請してください。審査の結果によっては、名古屋市フラット35S等融資利子補給制度を利用できない場合があります。

I 申請可能な時期について

借入れの申込みをした金融機関から融資承認がされた後、速やかに申請してください。

II 申請に必要な書類 ※ご提出いただく様式については、「名古屋市フラット35S等融資利子補給制度要綱」（以下「要綱」という。）をご参照ください。

- (1) 名古屋市フラット35S等融資利子補給資格申請書
- ・要綱第1号様式に必要事項を記入し、ご提出ください。

- (2) 融資の申込書等の写し

- (3) 融資の対象となる中古住宅の売買契約書の写し

(4) 子どもと同居している世帯であることが分かる書類の写し

①世帯全員の住民票の写し、マイナンバーカード（表面）の写し、または健康保険証の写しのうち、いずれか一点

②母子手帳の写し（出産予定のお子さまがいる場合）

※②を提出される場合、出産後に住民票の写しの提出をお願いします。

■ 注意事項

- ・申請書内容と添付いただく書類内容に差異がないよう、ご提出ください。
- ・「写し」の書類は、記載内容が視認できるか確認のうえ、ご提出ください。

Ⅲ 資格決定

ご提出いただいた資格申請書類の内容を審査し、その結果について、名古屋市フラット35S等融資利子補給資格決定・却下通知書（要綱第2号様式）を申請者あてにお送りします。

8 交付申請

利子補給金の交付の申請をしてください。

Ⅰ 申請の時期

申請初年度

初回返済日の前日までに申請してください。

次年度以降

利子補給の対象となる年度の4月1日までに申請してください。

※ 毎年度交付申請が必要です。

Ⅱ 申請に必要な書類

(1) 名古屋市フラット35S等融資利子補給金交付申請書

- ・要綱第3号様式に必要事項を記入し、ご提出ください。

(2) 金銭消費貸借契約書の写し（初年度のみ）

- ・金融機関と締結した金銭消費貸借契約書の写しをご提出ください。

(3) 償還予定表の写し

- ・金銭消費貸借契約を締結後に送付される償還予定表の写しをご提出ください。

※初回返済時まで償還予定表が届いていない場合は、名古屋市にご相談ください。

(4) 適合証明書の写し（初年度のみ）

- ・適合証明機関が発行する適合証明書の写しをご提出ください。ただし、機構が定める物件検査を省略できる要件に該当する物件の場合は、必要ありません。

Ⅲ 交付決定

ご提出いただいた交付申請書類の内容を審査し、その結果について、名古屋市フラット35S等融資利子補給金交付・不交付決定通知書（要綱第4号様式）を交付決定者あてにお送りします。

9 申請事項の変更

交付決定を受けた後に、申請した内容に変更が生じた場合は、すみやかに申請事項の変更手続きを行ってください。

Ⅰ 申請の時期

変更事由の発生した日から30日以内もしくは変更事由の発生した年度の3月末日のどちらか早い日まで。

Ⅱ 変更申請に必要な書類

- (1) 名古屋市フラット35S等融資利子補給金交付申請事項変更申請書
 - ・要綱第5号様式に必要事項を記入し、ご提出ください。

- (2) 変更内容を証明する書類
 - ・変更内容がわかるものをご提出ください。

Ⅲ 変更の決定

ご提出いただいた変更申請書類の内容を審査し、その結果について、名古屋市フラット35S等融資利子補給金交付申請事項変更決定通知書（要綱第6号様式）を交付決定者あてにお送りします。

10 実績の報告

利子補給の対象年度における融資の償還実績についての報告を行ってください。

Ⅰ 報告の時期

対象年度の最後の償還をした日の月末まで。

Ⅱ 報告に必要な書類

- (1) 名古屋市フラット35S等融資利子補給実績報告書
 - ・要綱第7号様式に必要事項を記入し、ご提出ください。

(2) 返済したことが確認できる通帳等の写し

- ・金融機関への返済状況が確認できる通帳やネットバンクの入出金記録等の写しをご提出ください。併せて通帳名義、店番、口座番号が確認できるものをご提出ください。（通帳の表紙及び見開きの1、2ページなど）

(3) 償還予定表の写し

- ・金融機関から送付される最新の償還予定表の写しをご提出ください。

(4) 世帯全員の住民票の写し（提出日までの30日以内に取得したものに限りです。）

Ⅲ 利子補給額の決定

ご提出いただいた実績報告書類の内容を審査し、交付する利子補給額を確定して、名古屋市フラット35S等融資利子補給金額確定通知書（要綱第8号様式）を交付決定者あてにお送りします。

1 1 利子補給金の請求及び支払い

名古屋市フラット35S等融資利子補給金額確定通知書を受け取った後に、速やかに、確定通知書に記載された利子補給金をご請求ください。

Ⅰ 請求の時期

確定通知書を受け取った後、速やかに。

Ⅱ 請求に必要な書類

(1) 名古屋市フラット35S等融資利子補給金請求書

- ・要綱第9号様式に必要事項を記入し、ご提出ください。

■ 注意事項

- ・請求書（要綱第9号様式）を提出いただくにあたって、事前に名古屋市からの支払金を受け取る口座を登録いただく必要があります。口座振替登録方法については、名古屋市公式ウェブサイトで「口座振替の登録」を検索のうえ、届出（オンライン、郵送、窓口）を行ってください。
※ 登録完了まで10日間程度かかります。

Ⅲ 利子補給金の支払い

ご提出いただいた請求書に基づき、指定口座に利子補給金をお支払います。

12 利子補給金の交付決定の取消し等、利子補給金の返還

交付決定者が次のⅠのいずれかに該当するときは、交付決定を取消し、又はその内容を変更することがあります。

Ⅰ 取消し事由

- (1) 申請内容に偽りがあったとき
- (2) 融資の契約解除が行われたとき
- (3) 子育て世帯の要件に該当しなくなったとき。ただし、満18歳に達する年度末までの子どもを監護している関係が継続している場合、取り消されない場合があります。
詳細は、名古屋市にご確認ください。
- (4) (1)～(3)以外で、要綱の規定に違反したとき

Ⅱ 利子補給金の返還

Ⅰの取消し事由に該当し、利子補給金の交付決定を取消したときは、交付した利子補給金の全部又は一部を交付決定者から返還いただきます。

その他

利子補給金は税法上の雑所得に該当し、確定申告が必要となる場合があります。詳細については、税務署または市税事務所へお問合せください。

お問合せ先

名古屋市 住宅都市局 住宅部 住宅企画課

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電話番号：052-972-2944

電子メールアドレス：a2944-03@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp